

令和5年度 地域型住宅グリーン化事業 グループ共通ルール

一般社団法人北海道ビルダーズ協会

(1) 建設する地域型住宅(性能基準・建て方のルール)

①性能基準

- ・北海道の「北方型住宅技術基準」に基づく省エネルギー性能が高い家づくりにより「長期優良住宅認定基準」及び「北方型住宅2020基準」に適合する設計・施工品質を確保する。
  - ・断熱性能:外皮平均熱貫流率UA値:0.34W/m<sup>2</sup> K 以下
  - ・気密性能:相当隙間面積 C 値:1.0cm<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>以下(気密測定試験を実施)
  - ・耐震性能:耐震等級2以上
  - ・耐久性能:劣化対策等級3以上、維持管理対策等級3以上
  - ・高齢化対策:北方型住宅基準に適合(注:北方型住宅基準においては「玄関出入口の段差は」段差として扱いません。)
  - ・一次エネルギー消費性能: BEI 0.8以下
- ※ゼロ・エネルギー住宅型は、上記に加え、下記の項目を満たす必要があります。
- ・エネルギー削減率RO(%):【1,2地域】25.0%以上 【3地域】20.0%以上
  - ・断熱性能:外皮平均熱貫流率(UA値):  
【1,2地域】0.25 W/m<sup>2</sup> K 以下 【3地域】0.29 W/m<sup>2</sup> K 以下

②建て方(工法)

- ・北方型住宅技術基準に基づく省エネルギー性能が高い設計・施工品質を確保する
- ・特定の工法によらず各種工法を適宜採用し断熱・気密・耐震・耐久性能を確保する

③設計時・施工時のルール

- ・省エネ講習修了者及び BIS、BIS-M、BIS-E(資格認定:(一社)北海道建築技術協会)により設計・施工品質を確保する

(2) 維持管理に関する取り組み(住宅履歴情報の蓄積)

- ・住宅履歴情報を「きた住まいのサポートシステム(運用:(一財)北海道建築指導センター)」に30年間保管する

(3) 地域材の使用に対する取り組み(地域材加算)

- ・主要構造材(柱、梁、桁、土台)及び二次部材等に当グループが適用申請書に記載している地域材を50%以上使用する

(4) 地域の伝統的な建築技術の継承に資する住宅に対する取り組み(地域住文化加算)

- ・北海道が別に定める北海道地域住文化要素基準(ア～コ)のうち、次に掲げる要素基準を満たす  
ア. 積雪期の堆雪スペースの確保のため、住宅の外壁は、道路境界から1m以上後退して配置し、かつ屋根から道路敷地に落雪が生じない対策を講じること  
ウ. 無落雪屋根(M型屋根)や緩勾配屋根(フラット屋根)、雪止め金具を用いる勾配屋根など落雪を防止する屋根又は落雪飛距離を考慮し隣地へ堆雪しないよう落雪空間を確保する勾配屋根であること  
ク. 外壁や内装の仕上げ材または羽柄材に道内で製品として加工する材料(木材、石材、レンガなど)を活用していること

(5) その他

- ①【長期優良住宅】の認証取得を必須とする(対象:すべての型)
- ②建築主に対しての省エネ説明に使用した【省エネルギー基準への適合性に関する説明書】の写しを提出し、備考欄「長期優良住宅の取得」、並びに「住宅の省エネ性能UA値」を記載すること(対象:すべての型)